平成２６年（フ）第３５４０号
大阪市平野区長吉六反３丁目５番３号　豊田文化１Ｆ
破産者　ダイワ印刷こと　林　　文雄
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５８６号
大阪府豊中市浜１丁目24―16日の出マンション310、住民票上の住所大阪府豊中市豊南町南１丁目13番12号
破産者　岩﨑　　愛（旧姓國永）
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５９４号
大阪府茨木市小柳町６番12号第２ハイツライラックＦ－１号、前住所大阪府茨木市耳原１丁目８番18号　ヴィラシャリテ203号
破産者　福田　康志
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６４０号
大阪市中央区法円坂１丁目１番40―308号
破産者　田中　　俊
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６４１号
大阪市旭区赤川２丁目７番20―1016号
破産者　小島　俊久
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７６７号
大阪府枚方市岡南町５番13号、開始決定時大阪府枚方市高塚町６番１号
破産者　松尾　克司
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６６号
堺市堺区新在家町西１丁１番10―603号
破産者　プランニングオフィスプラスワンこと　竹本　充史
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２０号
岡山県真庭市目木1975番地１雇用促進住宅１―202号
破産者　石川　勇生
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第１９６号
広島市南区青崎２丁目19番１―329号、申立時の住所広島市安芸区中野２丁目19番６号
破産者　児玉　　靖
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３０５号
福岡県中間市星ヶ丘７番506号
破産者　石津美由紀
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５４号
群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸164番地の１ハーモニーキューブＢ棟105号、開始決定時の住所群馬県邑楽郡大泉町大字古氷106番地の24　槻岡コーポ２号
破産者　勝山トミオこと　ＫＡＴＳＵＹＡＭＡ　ＣＥＳＡＲ　ＴＯＭＩＯ
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第２４５号
横浜市神奈川区反町４丁目37番地３　ベルハウス横浜反町603号
破産者　川原　洋一
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０１２号
神奈川県茅ヶ崎市萩園1519番地５
破産者　川村　公一
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３２４号
横浜市鶴見区東寺尾５丁目18番１―105号
破産者　松尾　智恵
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５３号
岐阜県加茂郡川辺町比久見539番地３　エバーグレイス101号、前住所岐阜県可児市広見2161番地５
破産者　植田　謙藏
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第２３号
滋賀県長浜市神照町399番地15　ヴィラ神照103号室、開始決定時の住所滋賀県長浜市八幡中山町156番地21
破産者　インテリアエムことインテリア夢こと　宮崎　裕之
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第１５９号
高知市幸町13番13号レオパレス幸町Ｐａｒｔ３―105号
破産者　岡林　秀長
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係